

建築物石綿含有建材調査者講習（一戸建て）

令和3年度 開催案内

令和2年（2020年）7月に石綿則が改正され、「建築物に係る事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせなければならない。」こととされました。（令和5年10月施行）

これにより、下記のとおり標記講習会を開催することといたしましたので、ご案内いたします。

記

1.開催日及び開催場所

	開催日	開催場所	定員	受付開始日
第1回	令和3年10月21日(木) ～10月22日(金)	石川県建設総合センター7階ホール (金沢市弥生2丁目1-23)	50名	9月21日(火)
第2回	中止しました			

2.講習時間割及び科目

日程	講習科目	講習時間	
1 日 目	オリエンテーション	9:20~9:30	
	科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	9:30~10:30	1時間
	科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	10:40~11:40	1時間
	科目3 一戸建て住宅等における石綿含有建材調査	12:40~13:40	1時間
	科目4 現地調査の実際と留意点	13:50~17:00	3時間
		(昼休憩)	(11:40~12:40)
2 日 目	オリエンテーション	9:20~9:30	
	科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	9:30~10:30	1時間
	修了考査	10:50~11:50	1時間

※石綿作業主任者技能講習修了者は、「科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」が免除。

3.受講料及びテキスト代

	受講料（税込み）	テキスト代（税込み）
全科目受講	35,000円	3,100円
科目1免除者 (石綿作業主任者技能講習修了者)	33,000円	3,100円

科目免除対象者でも全科目受講することは可能です。その場合は全科目分の受講料を納入ください。

使用テキスト： 一戸建て等石綿含有建材調査者講習テキスト（建設業労働災害防止協会）

※下記の受講者については金沢分会でテキスト代を助成できる場合がありますので、事務局に確認して下さい。

- ・建災防金沢分会会員事業場に雇用される受講者
- ・建災防金沢分会会員事業場から工事を下請施行している非会員事業場に雇用される受講者
(この場合、受講申込書の下欄に元請事業場の記名、押印が必要です)

4.受講資格及び添付書類等

	受 講 資 格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書写し又は卒業証明書 及び 実務経験証明 A
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び実務経験証明 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明 D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明 D

※実務経験証明 A～D は、申込書の裏面にあります。

5.申込要領

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での受付は当面の間実施しませんのでご了承ください。

- ① 申込書に必要事項を記入し、FAX でお申込ください。（添付書類を添えてください）
- ② お申込 FAX 受領後、結果を事務局よりご連絡します。
- ③ 定員に入った方は、申込書に下記の書類を添えて郵送し、すみやかに受講料・テキスト代の振込をお願いします。
- ④ 受講料等の入金確認後、受講票を送付します。

《申込書添付書類》

写真 2 枚	3 cm×2.5 cm、申請 6 カ月以内撮影、上 3 分身、正面、脱帽、背景無地 1 枚を申込書に貼付し、1 枚は裏面に氏名を記入して下さい
添付書類	上記 4 の受講資格に応じた添付書類等
封筒（定型）	修了考査合格者には「講習修了証」を、不合格者には「受講証明書」を交付しますので、その送付に使用します。切手 404 円（簡易書留用郵便料金）を貼付し、宛先を記入して下さい。 ※修了証等を建災防まで取りに来られる場合は不要です。

- ・講習日の 7 日前以後の取り消しについては、理由の如何にかかわらず受講料の返還はできません。
- ・記入していただいた氏名、生年月日等は この技能講習の事業以外では一切使用いたしません。

・申込書送付先

【送付先】建設業労働災害防止協会 石川支部

〒921-8036 金沢市弥生 2-1-23 建設総合センター内

電話 076-244-7146 FAX 076-244-7265

・受講料等の振込先

【振込先】(手数料申込者負担)

北国銀行香林坊支店

普通 No.088224 / 口座名：建設業労働災害防止協会石川支部

6.修了証等の交付

講習修了後に修了考査(筆記試験)を行い、合格者には「講習修了証」を、不合格者には「受講証明書」を交付します。

不合格の場合は、講義修了年度の翌々年度まで再受験が可能です。詳細は交付した「受講証明書」をご確認いただき、再試験の手続きをしてください。

7.修了考査再受験について

再試験の日のみを設けることは中止しましたので、建築物石綿含有建材調査者講習(一般)の講習2日目の修了考査を受験してください。

(1) 令和3年度の建築物石綿含有建材調査者講習(一般)の講習の2日目の修了考査

	開催日	開催場所	受付開始日
第2回	令和3年12月1日(水) 15:30 試験開始	石川県建設総合センター7階ホール (金沢市弥生2丁目1-23)	11月1日(月)
第3回	令和4年3月10日(木) 15:30 試験開始	石川県建設総合センター7階ホール (金沢市弥生2丁目1-23)	2月7日(月)

(注意) 各試験開始の時刻の10分前に受付をしますので、受付時刻に遅刻しないようにしてください。
試験開始時刻に遅刻すると受験することができません。

(2) 申込要領

- ① 修了考査再受験申込書に必要事項を記入し、添付書類(受講証明書の写し)を添えて、郵送でお申し込みください。
- ② 受験日の7日前までに、修了考査再受験料6,000円(税込み)の振込をお願いします。